

総 則 編

第 1 章 計画の目的と編成

第 1 節 地域防災計画の概要

第 1 目的

本市の地形は、周囲を1,000m級の峰々に囲まれ急峻な箇所が多く、地震、暴風、豪雨、地滑り、富士山噴火など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものでなく、国、地方公共団体、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「都留市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条第2項の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産の安全と保護を図ることを目的に、都留市防災会議が策定する計画である。

第 2 編成

この計画の構成は、次の5編からなる。なお、地震編・富士山火山編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

総 則 編

一般災害編

地 震 編

富士山火山編

資 料 編

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

この計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すことであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

第2 計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」、山梨県の作成する「山梨県地震被害想定調査報告書」を踏まえ、さらに阪神淡路大震災及び東日本大震災を教訓に見直しを行うものであり、今後必要に応じ、修正を加え内容の充実を期すものとする。

第3 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の防災担当である総務課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図りつつ、次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）の防災の観点からのチェック

2 市民に対する防災意識の高揚

この防災計画が効果的に推進されるためには、市民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であり、市は市民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した災害被害を軽減する国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し問題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本市においては、切迫性が指摘されている東海地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から市民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本市の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練等の実施等を行う。
- 3 市民の防災活動を推進するための市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施並びに自主防災会等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。

第2 災害応急対策

- 1 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、市民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立並びに他機関との連携による応援体制の確立を行う。
- 4 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。

- 5 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 6 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 7 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動の調整等を行う。
- 8 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 9 被災者の健康状態の把握並びに必要なに応じた救護所の開設、男女別仮設トイレや更衣室の設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動並びに迅速な遺体の処理等を行う。
- 10 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 11 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧を行う。
- 12 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 13 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施を行う。
- 14 ボランティア、義援物資、義援金、市外からの支援の適切な受け入れを行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 二次災害の防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

国、県、市等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本事項について推進を図るものとする。

なお、災害予防（防災・減災）や被災後の復興に関する施策の方向性をより明確化するため、令和2年10月に「都留市国土強靱化地域計画」を策定していることから、今後はこの計画も踏まえた災害予防対策を講じていくこととする。